

○経済産業省令第 号

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）の施行に伴い、計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）第四条の規定に基づき、計量法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

計量法関係手数料規則の一部を改正する省令

計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入

別表第一の二を次のように改める。

別表第一の三（第四条第二項関係）

<p>特 定 計 量 器</p>	<p>試 験</p>	<p>一 件 に つ い て の 減 ず る 金 額</p>
<p>一 タ ク シ ー メ ー タ ー</p>	<p>1 耐久性能に係る試験 2 耐振動性に係る試験 3 温度の影響に係る試験 4 放射無線周波電磁界イミュニティ 試験 5 4に掲げる試験以外の電磁環境の 影響に係る試験 6 ソフトウェア制御の電子装置の追 加要件試験</p>	<p>四万八千三百円 六万二千円 十二万六千二百円 十二万三千三百円 四万六千六百円 八万二千七百円</p>

<p>中欄3及び中欄7に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、十五万三千百円とする。</p>	<p>7 1から6までに掲げる試験以外の試験</p>	<p>十四万二百円</p>
<p>二 非自動はかり イ ひょう量が二トン以下の ものであつて、検出部が電 気式のもの</p>	<p>1 耐久性能に係る試験 2 温湿度の影響に係る試験 3 一定時間が経過した後の状態の確 認を要する試験 4 スパン安定性に係る試験 5 放射無線周波電磁界イミュニティ 試験 6 無線周波電磁界によつて誘導する</p>	<p>五万五千四百円 十七万五千四百円 十三万四千円 十四万四千三百円 十二万千三百円 五万四千四百円</p>

伝導妨害に対するイミュニティ試験	7 サージイミュニティ試験	三万八千六百円
8 5から7までに掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	8	七万五千五百円
9 ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験	9	八万二千七百円
<p>中欄2及び中欄3に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、二十一万六千七百円とする。</p> <p>中欄2及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、二十二万七千円とする。</p>	ロ ひょう量が二トンを超えるもの	三十四万八千八百円
	試験	五十六万九千二百円
試験	2 デジタルロードセルの性能に係る	五十六万九千二百円

<p>三 体積計</p> <p>イ 水道メーター又は温水メ ーター</p> <p>(1) 表示機構が電気式のも の</p>	<p>3 指示計及びアナログデータ処理装 置の性能に係る試験</p> <p>4 ターミナル及びデジタルデータ処 理装置の性能に係る試験</p>	<p>四十二万九千三百円</p> <p>二十万二千八百円</p>
<p>1 耐久性能に係る試験</p> <p>2 放射無線周波電磁界イミュニテイ 試験</p> <p>3 サージイミュニテイ試験</p> <p>4 2及び3に掲げる試験以外の電磁</p>	<p>十五万八千六百円</p> <p>十二万千三百円</p> <p>三万八千六百円</p> <p>十一万四千四百円</p>	

	<p>環境の影響に係る試験</p> <p>5 1から4までに掲げる試験以外の試験</p>	<p>八万五千七百円</p>
<p>中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、十八万五千三百円とする。</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>ロ 燃料油メーター</p> <p>(1) 使用最大流量が一リットル毎分以下のもの</p>	<p>1 耐久性能に係る試験</p> <p>2 1に掲げる試験以外の試験</p> <p>1 耐久性能に係る試験</p> <p>2 放射無線周波電磁界イミュニティ試験</p> <p>3 2に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験</p>	<p>十五万五千三百円</p> <p>八万二千五百円</p> <p>十三万三千八百円</p> <p>十二万千三百円</p> <p>六万六千七百円</p>

中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、十三万九千円とする。

試験	4	1から3までに掲げる試験以外の	十万七千九百円
----	---	-----------------	---------

(2) 充填機構その他第六条で定める器具、機械又は装置と構造上一体となつて

試験	1	耐久性に係る試験	十二万五千百円
試験	2	放射無線周波電磁界イミュニティ	十二万千三百円
試験	3	2に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	九万七千八百円
試験	4	1から3までに掲げる試験以外の	十九万七千五百円

中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、二十三万八千九百円とする。

(3) (1)又は(2)に掲げるもの

以外のもの

1 耐久性能に係る試験

八万六千六百円

2 電磁環境の影響に係る試験

七万七千円

3 1及び2に掲げる試験以外の試験

十二万二千八百円

中欄1及び中欄3に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、十六万四千二百円とす

る。

ハ 液化石油ガスメーター

1 耐久性能に係る試験

十二万五千円

2 放射無線周波電磁界イミュニティ

十二万三千三百円

試験

3 2に掲げる試験以外の電磁環境の

九万七千八百円

影響に係る試験

4 1から3までに掲げる試験以外の

十九万七千五百円

試験

中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、二十三万八千九百円とす

る。

ニ ガスメーター

(1) 表示機構が電気式のもの

1	耐久性能に係る試験	十六万四千三百円
2	放射無線周波電磁界イミュニティ試験	十二万千三百円
3	サージイミュニティ試験	三万八千六百円
4	2及び3に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	九万七千四百円
5	1から4までに掲げる試験以外の試験	二十五万五千三百円

中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、二十六万五千七百円とする。

(2) (1)に掲げるもの以外の

1	耐久性能に係る試験	十二万二千四百円
---	-----------	----------

もの	2 1に掲げる試験以外の試験	二十万七千円
四 積算熱量計	1 耐久性能に係る試験 2 放射無線周波電磁界イミュニティ試験 3 サージイミュニティ試験 4 2及び3に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験 5 1から4までに掲げる試験以外の試験	四十四万四千二百円 十二万千三百円 三万八千六百円 九万九千七百円 十一万二千七百円
<p>中欄1から中欄4までに掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、五十一万四千九百円とする。</p> <p>中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、四十五万五千四百円とする。</p>		

別表第一を別表第一の二とし、附則の次に別表第一として次の一表を加える。

別表第一（第四条第一項関係）

特 定 計 量 器	添えられた証明書に係る試験	一件についての減ずる金額
一 非自動はかり（ひょう量が 二トン以下のものであって、 検出部が電気式のものに限 る。）	1 耐久性能に係る試験 2 温湿度の影響に係る試験 3 一定時間が経過した後の状態の確 認を要する試験 4 スパン安定性に係る試験 5 手数料令別表第四の備考で定める 試験項目以外の電磁環境の影響に係	五万五千四百円 十七万五千四百円 十三万四千円 十四万四千三百円 七万五千五百円

る試験

6 手数料令別表第四の備考の各号に

当該各号に定める金額

掲げる試験

第四条第一項に定める場合であつて、中欄1から中欄5までに掲げる試験の結果の証明書及び中欄6に掲げる試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書が添えられた型式にあつては、その試験に係る金額については、四十五万五千八百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算した金額とする。

第四条第二項第三号に定める場合であつて、中欄1から中欄5までに掲げる試験の結果の証明書及び中欄6に掲げる試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書がすべて添えられた型式にあつては、その試験に係る金額については、五十万七千五百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算した金額とする。

中欄2及び中欄3に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式にあつては、その試験に係る

金額については、二十一万六千七百円とする。

中欄2及び中欄4に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式にあつては、その試験に係る金額については、二十二万七千七百円とする。

二 燃料油メーターのうち、充填機構その他第六条で定める器具、機械又は装置と構造上一体となつてしているもの

第四条第一項に定める場合であつて、試験の結果の証明書が添えられた型式にあつては、その試験に係る金額については、三十三万六千八百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算したものとす。

第四条第二項第三号に定める場合であつて、試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書がすべて添えられた型式にあつては、その試験に係る金額については、三十八万八千五百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算したものとす。

附 則

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。